

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第 66 号 (令和 4 年 2 月 7 日認定決定)

株式会社 一鶴 (丸亀市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 259人（うち女性86人） ◆計画期間 平成29年1月1日から令和3年9月30日

[両立支援に関する取組および制度]

- 小学校就学前までの子を養育する労働者は所定外労働の制限が利用できます。
- 育児休業の制度や育児休業給付金に関するパンフレットを作成し、労働者へ配布・掲示し、育児休業の取得を促進しました。

[働き方の見直しに資する労働条件整備の取組]

- 年間労働時間の削減や年間休日の増加のため、店舗ごとに定休日を設定しました。

[育児休業取得率]

- 計画期間中の女性労働者の育児休業取得率は100%でした。
- 計画期間中に育児休業を取得した男性労働者は6名でした。

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>